

相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第21号

相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例

相模原市医療法施行条例(平成24年相模原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。